

重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年摂津市条例第4号）」の規定に基づき指定看護小規模多機能型居宅介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ゆらら
代表者氏名	代表取締役 高橋 友紀
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府摂津市東正雀17番50号 電話：06-6382-1646 ファックス番号：06-6382-1646
法人設立年月日	平成24年12月25日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 そらまめ
介護保険指定 事業所番号	2793700127
事業所所在地	大阪府摂津市千里丘2丁目4番20号

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ゆららが設置する看護小規模多機能型居宅介護そらまめ（以下「事業所」という。）において実施する看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、看護小規模多機能型居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 サービス提供にあたっては、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する。 2. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

	<p>4. 事業所は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>6. 事業所は、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p> <p>7. 事業所は、前6項のほか、「摂津市地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日摂津市条例第4号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
--	---

(3) 事業の運営に関する留意点

看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年3回

(4) 事業所の職員体制

管理者	小森 秀子
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<p>1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。</p> <p>2 法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。</p>	<p>常勤 1名</p> <p>看護職員 と兼務</p>
介護支援専門員	<p>1 利用者の多様な活動が確保されるよう地域における活動への参加の機会が提供されることにも配慮した適切なサービスが提供されるよう看護小規模多機能型居宅介護計画書を作成します。</p> <p>2 作成した介護計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。</p> <p>3 主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため看護小規模多機能型居宅介護計画を定期的に主治医に提出します。</p>	常勤1名

<p>従業者 (看護職員・ 介護職員)</p>	<p>1 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と充実した日常生活を送ることができるような必要な介護、看護、支援を行います。</p> <p>【看護職員】</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成します。</p> <p>3 事業所において通い及び宿泊の利用者に対し看護業務を提供しその記録を作成します。</p> <p>4 作成した看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出し、連携を図ります。</p> <p>【介護職員】</p> <p>5 訪問日、提供したサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成します。</p> <p>6 事業所において通い及び宿泊の利用者に対し看護小規模多機能型居宅介護を提供しその記録を作成します。</p>	<p>看護職員 4名以上 (常勤1名 以上)</p> <p>介護職員 4名以上</p>
---------------------------------	---	---

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

<p>営業日</p>	<p>365日</p>
<p>通いサービス提供時間</p>	<p>基本時間 10時～16時まで</p>
<p>宿泊サービス提供時間</p>	<p>基本時間 16時～10時まで</p>
<p>訪問サービス提供時間</p>	<p>24時間</p>
<p>通常の事業の実施地域</p>	<p>摂津市</p>

(5) 登録定員及び利用定員

<p>登録定員</p>	<p>29名</p>
<p>通いサービス 利用定員</p>	<p>18名</p>
<p>宿泊サービス 利用定員</p>	<p>8名</p>

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) サービス利用に当たっての留意事項

利用者は看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を看護小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、家族や他の介護従業者等と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。
相談・援助等		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> 1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。 2 主治医との密接な連携により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4) 介護保険給付サービス利用料金

①看護小規模多機能型居宅介護費

サービス提供時間 要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
登録利用	要介護1	12447	131,315円	13,132円	26,263円	39,395円
	要介護2	17415	183,728円	18,373円	36,746円	55,119円
	要介護3	24481	258,274円	25,828円	51,655円	77,483円
	要介護4	27766	292,931円	29,294円	58,587円	87,880円
	要介護5	31408	331,354円	33,136円	66,271円	99,407円

②短期利用居宅介護費

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要介護1	571	6,024円	603円	1,205円	1,808円
	要介護2	638	6,730円	673円	1,346円	2,019円
	要介護3	706	7,448円	745円	1,490円	2,235円
	要介護4	773	8,155円	816円	1,631円	2,447円
	要介護5	839	8,851円	886円	1,771円	2,656円

- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。
- ※ 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、看護小規模多機能型居宅介護費及び短期利用居宅介護費は算定しません。
- ※ 利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者等の割合が、厚生労働省が定める割合を満たしていない場合は、1月につき、要介護1～3の場合は925単位（利用料：9,758円、1割負担：976円、2割負担：1,952円、3割負担：2,928円）、要介護4の場合は1,850単位（利用料：19,517円、1割負担：1,952円、2割負担：3,904円、3割負担：5,856円）、要介護5の場合は2,914単位（利用料：30,742円、1割負担：3,075円、2割負担：6,149円、3割負担：9,223円）を減算します。
- ※ 主治の医師から、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病（★）により訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合は、1月につき、要介護1～3の場合は9,759円（利用者負担額：1割負担976円、2割負担1,952円、3割負担2,928円）、要介護4の場合は19,517円（利用者負担額：1割負担1,952円、2割負担3,904円、3割負担5,856円）、要介護5の場合は30,744円（利用者負担額：1割負担3,075円、2割負担6,149円、3割負担9,223円）を減算します。

（★）その他別に厚生労働大臣が定める疾病

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

- ※ 主治の医師が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護1～3の場合は1日につき30単位（利用料：316円、1割負担：32円、2割負担：64円、3割負担：95円）、要介護4の場合は60単位（利用料：633円、1割負担：64円、2割負担：127円、3割負担：190円）、要介護5の場合は95単位（利用料1,002円、1割負担：101円、2割負担：201円、3割負担：301円）減算します。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は上記金額の99/100となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

(5) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	316円	32円	64円	95円	1日につき
認知症加算(Ⅰ)★	920	9,706円	971円	1,942円	2,912円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)★	890	9,389円	939円	1,878円	2,817円	1月につき
認知症加算(Ⅲ)★	760	8,018円	802円	1,604円	2,406円	1月につき
認知症加算(Ⅳ)★	460	4,853円	486円	971円	1,456円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110円	211円	422円	633円	1日につき(7日を限度) (短期利用居宅介護費を算定の場合)
若年性認知症利用者受入加算	800	8,440円	844円	1,688円	2,532円	1月につき
退院時共同指導加算	600	6,330円	633円	1,266円	1,899円	1回につき
緊急時対応加算	774	8,165円	817円	1,633円	2,450円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,275円	528円	1,055円	1,583円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,637円	264円	528円	792円	1月につき
ターミナルケア加算	2500	26,375円	2,638円	5,275円	7,913円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(死亡月に1回)
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000	31,650円	3,165円	6,330円	9,495円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500	26,375円	2,638円	5,275円	7,913円	1月につき
訪問体制強化加算	1,000	10,550円	1,055円	2,110円	3,165円	1月につき

総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1200	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	137 円	14 円	28 円	42 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	105 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	158 円	16 円	32 円	48 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1月につき
科学的介護推進体制	40	422 円	43 円	85 円	127 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,912 円	792 円	1,583 円	2,374 円	1月につき (看護小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,752 円	676 円	1,351 円	2,026 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,692 円	370 円	739 円	1,108 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	263 円	27 円	53 円	79 円	1日につき (短期利用居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	221 円	23 円	45 円	67 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	126 円	13 円	26 円	38 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数 【※】の 146 /1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	・1月につき ・【※所定単位数】 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7 日間を限度として算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。認知症加算(Ⅲ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
認知症加算(Ⅳ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事業所の看護師、理学療法士等が退院時共同指導を行った後、退院後に初回訪問看護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 緊急時対応加算は、当事業所が利用者の同意を得て、利用者又は家族と 24 時間連絡でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合、算定します。
- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算(Ⅰ)を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者

指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算（Ⅱ）を算定する場合の利用者について

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合に算定します。

※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合に算定します。

※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で看護小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。

※ 褥瘡マネジメント加算は、継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施している場合に算定します。

※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切

かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区別の単価 (5 級地 10.55 円) を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給 (利用者負担額を除く) 申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額がご利用者さまの負担になります。

① 送迎費	ご利用者さまの居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 ・ 事業所から片道 6km 未満 500 円加算 ・ 事業所から片道 6km 以上 1,500 円加算
② 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・ 事業所から片道 6km 未満 500 円加算 ・ 事業所から片道 6 km 以上 1,500 円加算
③ 食事の提供に要する費用	朝食 350 円/回 昼食 600 円/回 夕食 600 円/回
④ 宿泊に要する費用	3,000 円
⑤ おむつ代	別紙 2 コスト表参照
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 緊急時の対応方法について

看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。看護職員は、必要に応じて臨時応急の手当てを行う。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名	小林メディカルクリニック
	所在地	摂津市千里丘2丁目3-16 ループ糸吉1F
	電話番号	06-6337-8666
	受付時間	午前 9:30 から 12:30 午後 16:00 から 19:00
	診療科	内科・皮膚科

☆緊急時の対応方法に掲げる主治医や家族等の連絡先については、別紙、情報シートへ緊急連絡先・主治医をご記入ください。

8 事故発生時の対応方法について

- 1 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
- 2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 摂津市役所 保健福祉部 高齢介護課 介護保険係	所在地 摂津市三島1丁目1番1号 電話番号 06-6383-1379（直通） 受付時間 9:00～17:15（土日祝は休み）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 看護小規模多機能介護 そらまめ 所在地 摂津市千里丘2丁目4番20号 電話番号 06-6369-5518 担当介護支援専門員 二ノ方 一郎

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
	保険名	訪問看護事業所総合保障制度
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保険名	一般自動車保険

9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 二ノ方 一郎 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 1 月・ 7 月）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 相談または連絡があった場合、原則として苦情受付担当者が対応します。苦情受付担当者が対応できない場合は他の従業員が対応し、その旨を苦情解決責任者に報告します。
- ・ 相談、苦情の申し立てに対応した従業員は氏名を名乗るとともに、お聞きした内容について回答する期限を合わせて説明します。

※概ね次の手順により、相談及び苦情について対応します。

- ① 管理者を中心として相談、苦情のための会議を開催。サービスを提供した者から概要の説明。問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策について話し合う。
- ② 利用者に対し苦情受付担当者が事情説明を行います。（必要に応じて苦情解決責任者が行う場合もあります。また、必要時、文章にてお渡しいたします）
- ③ 苦情を受けた場合、その概要についてまとめた上で利用者を担当する摂津市及び国民健康保険団体連合会に対し報告を行い、さらなる改善点について助言を受けます。
- ④ 苦情解決責任者は、同様の苦情等が再度生じないように、事業所内に周知徹底します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所在地 摂津市千里丘2丁目4番20号 電話番号 06-6369-5518 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）
【市町村（保険者）の窓口】 摂津市役所 高齢介護課	所在地 摂津市三島1丁目1番1号 電話番号 06-6383-1379（直通） 受付時間 9:00～17:15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

11 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	運営推進会議にて実施
【第三者評価機関名】	運営推進会議ご参加者の皆さま
【評価結果の開示状況】	事業所において実施する事業の内容については、事業所入口エントランスにて公開しています。

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所入口エントランスにて公開しています。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	ケアマネージャー ニノ方 一郎
-------------	-----------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に関催します。

18 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

19 サービス提供の記録

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 利用料、利用者負担額の目安

(介護保険を適用する場合)

《看護小規模多機能型居宅介護・短期利用居宅介護費》

基本 利用料	介護 保険 適用 の有 無	サービス内容				
		初期 加算	総 合 マ ネ ジ メ ン ト 体 制 強 化 加 算 (Ⅱ)	緊 急 時 対 応 加 算	科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算	介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (Ⅱ)
○	○	○	○	○	○	○

(2) その他の費用

① 送迎費	重要事項説明書 3(5)―①記載のとおりです。
② 交通費	重要事項説明書 3(5)―②記載のとおりです。
③ 食事の提供に要する費用	重要事項説明書 3(5)―③記載のとおりです。
④ 宿泊に要する費用	重要事項説明書 3(5)―④記載のとおりです。
⑤ おむつ代	重要事項説明書 3(5)―⑤記載のとおりです。
⑥ その他	重要事項説明書 3(5)―⑥記載のとおりです。

(3) 1月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※別紙介護度別利用料金表もご参照下さい。

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※利用料金表に各種加算が加わります。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

【ご利用時リスク説明書】

看護小規模多機能型居宅介護 そらまめ

ご利用者さまが快適な生活を送れますように、安全な環境づくりに努めておりますが、ご利用者さまの身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

1. 高齢者は、身体能力の低下により転倒しやすい状態にあります。歩行時の転倒、ベットや車いすからの転落、浴室での転倒等の事故の可能性があります。
2. 1の転倒等により、骨折・外傷・頭蓋内圧損傷のおそれがあります。
3. 骨がもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
4. 皮膚が薄く、少しの摩擦や衝撃で皮膚が剥離しやすい状態です。
5. 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても皮下出血ができやすい状態にあります。
6. 皮膚の圧迫や栄養状態悪化、体形の変化により褥瘡が発生しやすい状態にあります。
7. 入浴時の転倒やヒートショックにより浴槽内で溺死しやすい傾向にあります。
8. 水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
9. 認知機能の変化によりご利用者さま同士や職員とトラブルが発生することもあります。
10. 脳や心臓の疾患、または老衰により急変・急死される場合があります。
11. ご利用者さまの全身状態が急に悪化した場合、緊急に病院へ搬送する場合があります。

これらのことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、わからないことなどあれば、遠慮なくお尋ねください。

看護小規模多機能型居宅介護 そらまめ

私は上記項目について、看護小規模多機能型居宅介護そらまめの重要事項説明時に担当者より、説明を受け、十分に理解しました。

《そらまめ販売物品》

朝食	1食	¥350	歯ブラシ	1	¥100
昼食	1食	¥600	歯磨き粉	1	¥100
おやつ	1食	¥100	コップ(歯磨き用)	1	¥150
夕食	1食	¥600	コップ(食事用)	1	¥150
★宿泊	1泊	¥3,000	入れ歯洗浄剤	1	¥50
TV代	1日	¥100	入れ歯ケース	1	¥500
	1か月	¥1,000	口腔スポンジブラシ	1	¥50
洗濯	1回	¥300	吸い飲み	1	¥600
尿パット1枚	6回用	¥100	リンスインシャンプー	1	¥500
	4回用	¥60	ボディーソープ	1	¥500
	2回用	¥50	ワセリン軟膏	1	¥350
パット1パック	6回用	¥2,300	着替え上下	S/M/L	¥2,000
	4回用	¥2,300	パジャマ上下	S/M/L	¥2,000
	2回用	¥2,100	靴下	男・女	¥300
おむつ	1枚	¥150	肌着	男・女	¥980
おむつ1パック	1パック	¥2,800	ヘアブラシ	1	¥100
プラ手袋	100枚	¥500	バスタオル	1	¥1,000
ポリ手袋	100枚	¥250	フェイスタオル	1	¥600
エプロン	1箱	¥900			
ビニール袋	100枚	¥250			
おしり拭き	1袋	¥300			
ティッシュ	1箱	¥100			
マスク	1枚	¥30			
マスク	1箱	¥500			

そらまめ利用料お見積

★介護保険

要介護 1 月額おおよそ ¥13,200
(1割負担の場合)

通いサービス・泊りサービスご利用時の食事代

	朝食	昼食	おやつ	夕食		合計
食事代	¥350	¥600	¥100	¥600		¥1,650
10日	¥3,500	¥6,000	¥1,000	¥6,000	①	¥16,500
20日	¥7,000	¥12,000	¥2,000	¥12,000	②	¥33,000
30日	¥10,500	¥18,000	¥3,000	¥18,000	③	¥49,500

※太枠内は通いサービスご利用時の昼ご飯・おやつ代です。

宿泊費（部屋代）1泊 3,000円

10日お泊り	④	¥30,000
20日お泊り	⑤	¥60,000
30日お泊り	⑥	¥90,000

合計		食費・宿泊費	介護保険	月額おおよそ
10日	①+④	¥46,500	¥13,200	¥59,700
20日	②+⑤	¥93,000	¥13,200	¥106,200
30日	③+⑥	¥139,500	¥13,200	¥152,700

※上記に物品代がかかる場合があります。

※食事代は朝昼晩とおやつを食べた場合の総額です。

利用料は介護保険おおよそ13,200円に各種加算金額（おおよそ2,000円から5,000円）、通いサービスの利用日数・泊りサービス時の宿泊料金に食費となります。おむつやビニール手袋等の衛生部材はあらかじめご用意いただくか、そらまめでもご用意しております。別紙2をご参照ください。

看護小規模
多機能型
居宅介護
そらまめ



そらまめ利用料お見積

★そらまめ利用（介護保険）

要介護 **2** **月額おおよそ** ¥18, 000
(1割負担場)

通いサービス・泊りサービスご利用時の食事代

	朝食	昼食	おやつ	夕食		合計
食事代	¥350	¥600	¥100	¥600		¥1,650
10日	¥3,500	¥6,000	¥1,000	¥6,000	①	¥16,500
20日	¥7,000	¥12,000	¥2,000	¥12,000	②	¥33,000
30日	¥10,500	¥18,000	¥3,000	¥18,000	③	¥49,500

※太枠内は通いサービスご利用時の昼ご飯・おやつ代です。

宿泊費（部屋代）1泊 3,000円

10日お泊り	④	¥30,000
20日お泊り	⑤	¥60,000
30日お泊り	⑥	¥90,000

合計		食費・宿泊費	介護保険	月額おおよそ
10日	①+④	¥46,500	¥18,000	¥64,500
20日	②+⑤	¥93,000	¥18,000	¥111,000
30日	③+⑥	¥139,500	¥18,000	¥157,500

※上記に物品代がかかる場合があります。

※食事代は朝昼晩とおやつを食べた場合の総額です。

利用料は介護保険おおよそ 18,000 円に各種加算金額（おおよそ 2,000 円から 5,000 円）、通いサービスの利用日数・泊まりサービス時の宿泊料金に食費となります。おむつやビニール手袋等の衛生部材はあらかじめご用意いただくか、そらまめでもご用意しております。別紙2をご参照ください。



そらまめ

別紙5

そらまめ利用料見積

★そらまめ利用（介護保険）

要介護 3

月額おおよそ ¥26,000
(1割負担の場合)

通いサービス・泊りサービスご利用時の食事代

	朝食	昼食	おやつ	夕食		合計
食事代	¥350	¥600	¥100	¥600		¥1,650
10日	¥3,500	¥6,000	¥1,000	¥6,000	①	¥16,500
20日	¥7,000	¥12,000	¥2,000	¥12,000	②	¥33,000
30日	¥10,500	¥18,000	¥3,000	¥18,000	③	¥49,500

※太枠内は通いサービスご利用時の昼ご飯・おやつ代です。

宿泊費（部屋代）1泊 3,000円

10日お泊り	④	¥30,000
20日お泊り	⑤	¥60,000
30日お泊り	⑥	¥90,000

合計		食費・宿泊費	介護保険	月額おおよそ
10日	①+④	¥46,500	¥26,000	¥72,500
20日	②+⑤	¥93,000	¥26,000	¥119,000
30日	③+⑥	¥139,500	¥26,000	¥165,500

※上記に物品代がかかる場合があります。

※食事代は朝昼晩とおやつを食べた場合の総額です。

利用料は介護保険おおよそ 26,000 円に各種加算金額（おおよそ 2,000 円から 5,000 円）、通いサービスの利用日数・泊まりサービス時の宿泊料金に食費となります。おむつやビニール手袋等の衛生部材はあらかじめご用意いただくか、そらまめでもご用意しております。別紙2をご参照ください。

そらまめ利用料見積

★そらまめ利用（介護保険）

要介護 4 月額おおよそ ¥30,000
(1割負担の場合)

通いサービス・泊りサービスご利用時の食事代

	朝食	昼食	おやつ	夕食		合計
食事代	¥350	¥600	¥100	¥600		¥1,650
10日	¥3,500	¥6,000	¥1,000	¥6,000	①	¥16,500
20日	¥7,000	¥12,000	¥2,000	¥12,000	②	¥33,000
30日	¥10,500	¥18,000	¥3,000	¥18,000	③	¥49,500

※太枠内は通いサービスご利用時の昼ご飯・おやつ代です。

宿泊費（部屋代）1泊 3,000円

10日お泊り	④	¥30,000
20日お泊り	⑤	¥60,000
30日お泊り	⑥	¥90,000

合計		食費・宿泊費	介護保険	月額おおよそ
10日	①+④	¥46,500	¥30,000	¥76,500
20日	②+⑤	¥93,000	¥30,000	¥123,000
30日	③+⑥	¥139,500	¥30,000	¥169,500

※上記に物品代がかかる場合があります。

※食事代は朝昼晩とおやつを食べた場合の総額です。

利用料は介護保険おおよそ 30,000円に各種加算金額（おおよそ 2,000円から 5,000円）、通いサービスの利用日数・泊りサービス時の宿泊料金に食費となります。おむつやビニール手袋等の衛生部材はあらかじめご用意いただくか、そらまめでもご用意しております。別紙 2 をご参照ください。

そらまめ利用料見積

★そらまめ利用（介護保険）

要介護 5 月額おおよそ ¥33,200
(1割負担の場合)

通いサービス・泊りサービスご利用時の食事代

	朝食	昼食	おやつ	夕食		合計
食事代	¥350	¥600	¥100	¥600		¥1,650
10日	¥3,500	¥6,000	¥1,000	¥6,000	①	¥16,500
20日	¥7,000	¥12,000	¥2,000	¥12,000	②	¥33,000
30日	¥10,500	¥18,000	¥3,000	¥18,000	③	¥49,500

※太枠内は通いサービスご利用時の昼ご飯・おやつ代です。

宿泊費（部屋代）1泊 3,000円

10日お泊り	④	¥30,000
20日お泊り	⑤	¥60,000
30日お泊り	⑥	¥90,000

合計		食費・宿泊費	介護保険	月額おおよそ
10日	①+④	¥46,500	¥33,200	¥79,700
20日	②+⑤	¥93,000	¥33,200	¥126,200
30日	③+⑥	¥139,500	¥33,200	¥172,700

※上記に物品代がかかる場合があります。

※食事代は朝昼晩とおやつを食べた場合の総額です。

利用料は介護保険おおよそ 33,200 円に各種加算金額（おおよそ 2,000 円から 5,000 円）、通いサービスの利用日数・泊まりサービス時の宿泊料金に食費となります。おむつやビニール手袋等の衛生部材はあらかじめご用意いただくか、そらまめでもご用意しております。別紙 2 をご参照ください。

